



忍野村公告第10号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務について、業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年12月13日

忍野村長 大森 彦



I 業務概要

1 業務名称

(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務

2 目的

忍野村が目指すスポーツとヘルスケア・医療等を通じたソフト事業によるむらづくりを可能とする「忍野村スポーツ公園整備の実現」に向けた基本的な考え方及び方向性を検討し、忍野村都市計画マスタープラン都市機能・文教ゾーンに位置付けられ、文教施設の集約が図られている小学校北側を中心とするエリアを対象区域とするスポーツ公園整備基本構想を策定することを目的とする。

3 事業内容

別添「(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務 仕様書 (以下「仕様書」という。)」による。

4 費用の上限額

本業務の委託費の上限額は、金11,946,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託上限額を超える提案は、失格となるので注意すること。

5 スケジュール

質問締切	令和5年12月20日(水) 17時
参加申請提出期限	令和5年12月26日(火) 正午
提案書及び見積書提出締切	令和6年1月16日(火) 17時
プレゼンテーション	令和6年1月22日(月) 予定

※プレゼンテーションの日時は、参加表明書を提出した事業者に通知するが、上記日程は変更となる可能性があるので留意すること。

II 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 山梨県又は忍野村からの指名停止期間中でないこと。なお、募集開始日から企画提案書等の提出期限までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(3) 忍野村暴力団排除条例(平成24年3月30日条例2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 本業務を円滑に遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び直近5カ年以内に本業務と同種の業務又は類似する業務における業務経験を有する者を従事させるとともに、忍野村との事務調整及び打合せ等を迅速かつ適切に行う体制を構築できること。

なお、同種の業務、類似する業務は以下のとおりとする。

① 同種の業務

ア 官公庁発注のスポーツ公園整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務

イ 官公庁発注のエリアマネジメント調査等に関連した業務

ウ 官公庁発注の官民連携(PPP/PFI)に関する業務

② 類似する業務

ア 民間企業発注のスポーツ公園整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務

(6) 応募については、単独に限らず共同企業体も可とする。ただし、重複(単独・共同企業体又は複数の共同企業体)での申し込みを行うことはできない。

(7) 単独、共同企業体ともに山梨県内に本社又は支社・営業所等を有する法人であること。

III 提出書類及び手続等について

別添「(仮称)忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」に記載のとおり。